「福島県建築関係規則集」(平成21年11月改訂版)正誤表

本書に記載の「福島県建築基準法施行条例とその解説」に以下の誤りがありました。内容を訂正し、深くお詫び申し上げます。

ページ	誤	正
P34 第43条の6 (解説)	第3号は高齢者等が階段の昇降を安全に行うための手すりについての規定であり、構造等については、第43条の4第2号エに規定する手すりと同じである。	削除
P50 表の2段目 三十一 法第68条 の4第1項の規定に 基づく認定の申請 者が納付する額	7,000円	27, 000円
P51 表の2段目 三十八 法第85条 第5項の規定に基づ く許可の申請者が 納付する額	仮設建築物の存続する期間が3月以内のものにあっては、60,000円、3月を超えるものにあっては12,000円	仮設建築物の存続する期間が3月以内のものにあっては、60,000円、3月を超えるものにあっては120,000円